

歴史的な身体としての憲法第九条

——戦死者が支えた戦後社会

添田 馨

キーワード：日本国憲法、憲法第九条、
憲法改正、戦死者祭祀、
平和主義

1. 序論—憲法第九条とはなにか

日本国憲法第九条、いわゆる非戦条項が本論考の終始一貫したテーマである。とりわけ、日本国憲法とその第九条が、第二次大戦後に60年もの長きにわたって、この国の社会構造と国民の意識深層のなかにみずから刻印してきた、ほとんど身体化したと言ってもよい空気のような常在性について、その成り立ちの根拠と文化論的な意味を明らかにすることが、本論に課せられた最終の課題である。

筆者の立場を最初に表明するなら、私は憲法第九条の改正には反対の立場をとる者である。いや、単に反対であるどころか、その一言一句に至るまで、絶対に手を加えてはいけなとまで考えている。このように言うと、私がきわめて教条的な護憲派であるかのように映るかもしれない。たしかに、そう思われても致し方ない側面もあるだろう。だが、私は何らかの政治的立場からこのような意見を表明するものではなく、憲法第九条という一群の言葉が体现するその類まれな思想の本質を究明するなかで、必然的に至りつく結論として、こう言うのである。

そもそも日本国憲法とは何か。憲法第九条とは何か。この問いが、まずは、明確に答えられなければならない。憲法条文に書かれてある内容だけが日本国憲法のすべてである、という同義反復の

議論では、それこそなにも語ったことにはならないだろう。重要なことは、この憲法が、わが国の20世紀における近代総力戦の無条件の敗北の結果、その代償として私たちに手渡されたという事実である。そして、さらに重要なことは、この憲法がいわば絶対的な非戦条項とっていい第九条を厳然として持っている事実なのである。

私は、この第九条の内容それ自体が、全世界に対して普遍的な価値を有するのかどうか分からない。しかし、少なくとも第九条は、もうすでに二度と帰ることのない300万とも言われるわが国の戦争の死者たちを前にするとき、一種神聖な光彩を放つのである。この印象は、私にとってはまったく揺るぎないもので、そのうまく言い表せない感じをあえて言葉にしようとするれば、これら戦争の死者たちの失われた存在重量に、憲法第九条の条文の理念重量が、過不足なくみごとに釣り合っているという、そんな実感なのだ。

はたして、わたしのこのような感じ方は、まったく私個人の偏向であって、いかなる一般性も持たないものなのだろうか。だが、決してそうではないことの反証を、少なくともひとつ、いまここで私は挙げることができる。吉本隆明の表明している日本国憲法観が、まさに私のそうした感じ方に、ゆるぎないひとつの根拠を与えてくれるのである。はたして1997年に吉本氏は、次のように発言している。

僕ら戦中派は、皆、軍国主義者として戦争遂行の片棒を担ぎました。僕自身は直接戦場

に赴くことはありませんでしたが、勤労奉仕したり、銃後で戦争に協力した。ところがいざ戦争に負けてみると、正義と信じた戦争はあまりに愚劣なものであったことを、骨身に染みて知りました。そのとき、憲法第九条が差し出された。僕らは戦争を心から恥じ、悔いしましたが、その結果として第九条を持つことができたのなら、それはそれでよかったのだ、これで戦争のモトが取れたのだ、と考えて辛うじて自分を慰めてきたのです。(1)

この「戦争のモトが取れた」という言い方は、見かけ以上に深い含意を秘めている。いったい「モトが取れる」とは、何かを失った代償として埋め合わせができたという意味に他ならない。吉本氏のこの文章だけからすれば、代償となったものが「憲法第九条」であるのは明らかだが、失った何かのほうの实体は、読む側にうまく伝わってはこないところがあった。その理由は、吉本氏が私的な回想の文脈でこれを語っているからであり、一旦これを社会心理学的なフィールドにまで拡大して考えるなら、失われた何かとは、この場合、戦争の犠牲になったほとんど無数と形容してよいだけの数の死者の存在なのである。わが国の憲法問題を、現在において考えるにあたり、この事実は絶対に忘れられてはならない。

ところで、戦争の死者とは、一体どのような存在を指して言うのか。民間人であるか軍属であるかを問わず、彼等はそれ以外の普通一般の日常的な死者たちと、どこがどう違っているのか。私なりに定義するなら、戦争の死者とは、国家権力がその国民個々に強制した戦争協力義務により、みずからの意に反する反しないにかかわらず、戦争遂行にかかるありとあらゆる関係の網の目に否応なく巻き込まれ、それが原因で命を落とさざるを得なかった者たちのことである。つまり彼等

は、人為的に作り出された戦争という特殊状況下で、個人的信条の名のもとにはなく、国家的大義の共同性の名のもとに、その生命すなわち存在そのものまでをも供出させられた者だと言っている。ここで、憲法前文の言葉を使って彼等を性格づけるなら、それは「平和のうちに生存する権利」を、根底的に奪われた存在ということになる。なぜなら彼等の大部分は、戦争という状況がなければ、普通の生活者としてその一生を送ることができたはずの者たちであり、つまり国家が引き起こした戦争によって自己の生存権を全うできなかったという意味で、私の目からみれば、死者とはいってもこの世に少なからぬ怨念を抱いて逝った不条理きわまる死者たちと映るからだ。

だとするなら、彼等がそうやってみずからの存在をまるごと駆り出された戦争が、さらに結果として絶対的な敗北つまり軍事的にも道義的にも完全否定されるかたちで終わった場合、彼等が戦争状況という極限の不遇のうちに死んでいったことの、思想的または歴史的な総括とその評価は、一体どのようなべきなのか。

このテーマは、追求するにしても問題としての重大性はあまりに深く、かつ重く、また個人や社会にとっても特殊かつ具体的であるために、これまで政治党派のイデオロギーや主義信条のレベルで主題化されることはあっても、思想の普遍的な次元ではなかなか論じられにくい側面を、そもその発生の当初から刻印されていたと言っている。しかし、このような性格の問題こそ、あの1945年に終結をみた世界戦争で、絶対的といつてもいい敗北を経験した日本人こそが、世界の誰よりも先に考えるべき課題であるように思う。みずからの生命を賭して参画した戦争が総敗北し、その代償に何ひとつ報われるところがないとすれば、その犠牲者たちの死の一般的評価とは、ふつうに考えれば“無”である他はないだ

(1) 吉本隆明『わが「転向」』文春文庫、1997年、50頁

ろう。しかし、人間によって構成される社会共同体は、そうした死者たちを決して“無”の中へ置き去りにしない強固な観念の秩序を持つことによって、はじめて一個の共同体たりえていることもまた、一面の真実なのである。

私がこの論考を起すことになった根底には、わが国の15年戦争の死者に対する私自身のある原感情が横たわっている。つまり、「あんな戦争で命を落とさざるを得なかった者たちは、どうにも浮かばれないではないか」という強い思いなのである。これは決して論理的な言い方ではないが、ある種の絶対感情として湧き出てくる類のものだ。さらに、私のこの探究を深いところで動機づけたのは、この国の戦後の社会が、これら“浮かばれない”300万ともいわれる数の死者たちの、その失われた存在重量と、どこでどう渡りをつけてきたのかという素朴な疑問を抱いたことだった。意識的と無意識的とを問わず、これら膨大な数の死者たちと現在の自分たちの在り方とを、戦後の日本人はいったいどうやって折り合わせてきたのか。つまり本質的には“浮かばれることのない”これら死者たちを、自国の歴史の懐へとどのような機制をとおして葬送してきたのか、その秘密をどうしても解明したいという強い思いがあったのである。そして、その答えのかなめの部分に、憲法第九条がまぎれもなく機能してきた実態の姿があることに、あるとき私は、決定的に思い至ったのである。

私がこうしたビジョンに至りつくことになる経路は、決して一本道ではなかった。ひとりでも多くの読者にそこの道筋を理解してもらおうとすれば、私はここで一歩引いて、私たちと死者たちとのある本源的な関係について、まずは掘り下げなければならない。

2. 死者の存在性格

私は、いまから極めて重要な指摘を行おうとし

ている。これまで私たちの家族や親族、地域的な生活圏コミュニティー（世間）、さらにそれらの集合体としての社会、あるいは想像された共同体である国民国家にいたるまでを、その類的な存在性において実体的に支えている基層部分であるにもかかわらず、これまでそのような視点からはほとんど意識されてこなかったばかりか、学問的な研究分野としてもまったく対象とされてこなかったあるフィールドについての指摘である。それはひとことで言うなら、私たち生者の世界を支えているのは、じつは死者たちの世界であるという厳然とした事実なのである。

「事実」と私は書いたが、これは言葉の本来の意味として言うのであって、決して比喩表現なのではない。私たちのコミュニティー、すなわち家族や社会といった生活圏を、時間軸に沿った歴史の累層として構造化し、共同体の個々の構成員を安定した世代間秩序のもとに日々生かしている源泉の力が、じつはこれら死者たちの集合体としての他界という無意識領域であるという意味においてである。死者祭祀や祖霊信仰といったかたちで、主にこの主題はこれまで民俗学や文化人類学のテリトリーにおいて考究されてはきたものの、社会思想の文脈で本格的に論議されたことはほとんどなかったと思う。これほど私たちの身近にあって、生活世界の根幹をなすところのファクターが、不当に過小な評価しか与えられてこなかったとすれば、むしろ、そのことのほうが問題だろう。

私はひとりの勇気ある精神病理学者によって、はじめて思想的に理論化の試みられたこの主題系の概略について、ここに紹介したい。死者の存在性格について、それを「この世と生者を歴史的に構造化する力を有する」存在、あるいは「生者を生者たらしめている歴とした存在、歴とした力」なのだとする根本認識のもとで、その精神病理学者・渡辺哲夫は、次のように述べている。

まず第一に、他者は、ほとんどの他者は、死者である。人類の悠久の歴史のなかで他者を思うとき、この事実は紛れもない。現世は、生者たちは、独力で存立しているのではない。無量無数の死者たちこそ、事物や行為を名づけ、意味分節体制をつくり出し、民族の歴史や民俗を基礎づけ、法律や宗教の起源を教えているのだ。否、教えているという表現は弱過ぎよう。最広義における世界存在の意味分節のすべてが、死者たちの力によって構造的に決定されているのである。言い換えれば、他界は現世の意味であり、死者たちは、生者たちという胎児を生かしている胎盤にほかならない。知覚や感覚あるいは実証主義的思考から解放されて、歴史眼をもって見る必要がある。眼光紙背に徹するように、現世を現世たらしめている現世の背景が見えてくるだろう。

死者が他者であることに異論の余地はない。それゆえ、他者は、現世の生者を歴史的存在として構造化する力をもつのである。⁽²⁾

ここには、死者というものの存在性格とその社会的役割とが、高度に抽象化されて凝縮された姿が描かれている。精神病理学者である渡辺氏が、なぜ死者に対するこのように優れた洞察を手にすることができたのかといえば、彼は臨床医として多くの患者と接するなかで、死者を文字通りすでに死んだ者として祖霊化することに失敗した現れが、病理現象的には狂気として発現するとしか思えないような、驚くべき症例としばしば遭遇したことによる。だがそうした学問の領界を越えて、渡辺氏のこの見解は思想としての普遍性にまで間違いなく達しており、本論考の中心テーマにとっても、計り知れない示唆を提供してやまな

い。例えば、私たちがイメージする他界の概念について、こうも述べる。

私の祖父も、親を残して死んでいった子どもたちも、浄霊の儀式の有無にかかわらず、死後ただちに神になる。この世の生者たちに新たな歴史の展開と構造変換を告げる神、不特定の魂の群れ、他界になる。服喪は、民俗学的あるいは精神分析的にはいろいろな意味をもつのであろうが、私の述べている文脈の上で言うならば、この世と生者たちが経験する歴史的構造変換過程が終了し新たな構造が安定性を獲得するための期間にはほかならない。

少しくどくなるが、靈魂の融合体が特定個人の“顔”をもつことと、歴史を垂直の軸にそって構造化する力をもつ死者が不特定かつ没個性であるということは決して矛盾しないという点を強調しておきたい。死者の“顔”は誰かの“顔”である。しかし死者の存在性格は“顔”をもち得ず、誰でもあり得ない。死者の存在性格と私がいう場合の死者は、前景に立つ“顔”の主ではなく、その背景として無限に広がっている匿名の死者たちである。⁽³⁾

ここで重要なことは、いかなるかたちであれ死者が死者として他界の住人のひとりとして送り出され、その中に安定した位置を占められない限り、そのコミュニティの共同幻想は動揺し続けるという実態であろう。私は、渡辺氏がここで明確に示した死者と他界に関する属性が、あの300万人といわれる戦争の死者たちに対しても、そっくりそのまま当てはまる図式のもとにあると信じて疑わない。どこを探しても、私のこの直感を

(2) 渡辺哲夫『死と狂気』ちくま学芸文庫、2002年、86頁

(3) 同上書、24～25頁

否定するような根拠も材料も、いまのところ見出すに至っていないのである。であるならば、私たちは戦後60年以上もの長きにわたって、なにかとてつもなく重要なことを見落としてきたのではないのだろうか。

国家が引き起こした戦争と、その犠牲となって命を落とした無数の死者たち、すなわち国家的な一般利害のもとに個人の特殊利害を有無を言わずに抹殺された者たちの関係が、1945年の敗戦を境にどのような「歴史的構造変換過程」を通過したのか、あるいは通過できなかったのか、それを以下に追いかけていく。

3. 戦死者祭祀の民俗学

戦没者の慰霊装置としては、ひとつに靖国神社が思い浮かぶが、この神社が戦後において果たしてきた役割は、その祭祀対象を軍人・軍属に限定する英霊思想に顕著なように、死者を決して匿名化しないことにあった。むしろ、戦後におけるその存立の根拠は、自国の敗戦によって損なわれた国家的大義の欠落感を、擬制的に埋めあわせるイデオロギー装置としてのそれであって、私がここで論じようとする大衆的エートスにおける死者葬祭のメカニズムとは、おのずとその次元を異にしており、とてもここでの中心的なテーマには登りようのないものだ。

これに対し、戦没者を社会的にどのように受容していくかという問題について、戦後もかなり早い時期に刊行された柳田国男の『先祖の話』⁽⁴⁾は、はるかに多くの重要な意味を担っていたと思う。

柳田は、その中であえて日本人の「平和なる田園」の死生観について述べようとしているが、そこには今次の大戦が生み出した膨大な数の死者、ことに子がないままに亡くなった戦死者の祖霊

としての扱い等、柳田なりのつよい危機感が全編に脈打っているのを、行間いたるところに見出すことができる。わが国の死生観の四つの特徴について、彼は次のように述べていた。

茲に四つほどの特に日本的なもの、少なくとも我々の間に於て、や、著しく現はれて居るらしいものを列記すると、第一には死してもこの国の中に、霊は留まって遠くへは行かぬと思ったこと、第二には顕幽二界の交通が繁く、単に春秋の定期的祭だけで無しに、何れか一方のみの心ざしによつて、招き招かるゝことがさまで困難で無いやうに思つて居たこと、第三には生人の今はの時の念願が、死後には必ず達成するものと思つて居たことで、是によつて子孫の為に色々の計画を立てたのみか、更に再び三たび生まれ代つて、同じ事業を続けられるもの、如く、思つた者の多かつたといふのが第四である。是等の信条は何れも重大なものだつたが、集団宗教で無い為に文字では伝はらず、人も亦互ひに其一致を確かめる方法が無く、自然に僅かづゝの差異も生じがちであり、従つて又之を口にして批判せられることを憚り、何等の抑圧も無いのに段々と力の弱いものとなつて来た。⁽⁵⁾

昭和20年(1945年)4月から5月末にかけて、つまり敗戦の年に書かれたこれら一連の文章は、当時においても失われつつあった日本人に親密であった他界観を、愛しくなぞるような筆致でもって再復元しようとしたものだが、しかしその柳田といえども、戦死者の魂をこのような日本の民衆の習俗世界へどう関連づけていくかといった課題については、十分に展開しきっているとは言いがたい。むしろ、そこには柳田の戸惑いのみ

(4) 柳田国男『先祖の話』筑摩叢書、1975年

(5) 同上書、163頁

が、私には透けて見えてくるのである。彼は、こう書いている。

それから第二段に、是も急いで明らかにして置かねばならぬ問題は、家と其家の子無くして死んだ人々との関係如何である。是には仏法以来の著しい考へ方の変化があることを、前にもうくださしく説いて居るが、少なくとも国の為には戦つて死んだ若人だけは、何としても之を仏徒の謂ふ無縁ほとけの列に、疎外して置くわけには行くまいと思ふ。勿論国と府県とはは晴の祭場があり、霊の鎮まるべき処は設けられてあるが、一方には家々の骨肉相依の情は無視することが出来ない。家としての新たなる責任、さうして又喜んで守ろうとする義務は、記念を永く保つこと、さうしてその志を継ぐこと、及び後々の祭を懇ろにすることで、是には必ず直系の子孫が祭るので無ければ、血食と謂ふことが出来ぬという風な、いはゆる一代人（いちだいびと）の思想に訂正を加へなければならぬであらう。⁽⁶⁾

柳田が抱いた危機感の真の所在がもっともよく分かるとともに、その思想上の限界をも同時に私たちに告知させている個所である。私は、このとき柳田をつき動かしていた真情というものにいささかの疑いも抱く者ではないが、膨大な数の戦死者を前にして、いわばその全社会的な規模におよぶ甚大な人的被害を、わが国の家制度に何らかの手を加える方法で縫合する道を暗示している点に、やはりその時代的な限界性を見て取るのである。

だが、柳田のこの仕事の意義が忘れられてならぬのは、戦死者祭祀といえは常に国家をはじめと

する政治的共同体レベルの「英霊」祭祀をもっぱらとしてきたこの国の思想風土において、はじめてそれを民間習俗レベルの死者葬送の観点から捉えた、じつに最初の労作であったからだ。

例えば、柳田国男のこうした仕事を受けて、戦没者祭祀の研究分野に確実に新たな一歩を刻みつけたであろう研究成果が、きわめて少数ながら出始めている。岩田重則『戦死者靈魂のゆくえ』は、そうした数少ない事例のひとつとして、私が記憶に留めてきたもののひとつである。岩田氏は、みずからの研究の中心的なモチーフを次のように語っている。

近代国家の国民として戦場におもむいた戦死者は、その国家の国民として、戦死という悲劇にさらされた。したがって、国民として戦死したのであるから、国家がそれを祀るといふ理屈は、確かに成り立つ。ごく単純に言えば、「英霊」祭祀の論理の基本はこうしたものであろう。しかし、個々の戦死者にとって、彼らは、国民である以前にひとりひとりの私的人間であった。戦争がなければ、私的人間として生をまっとうできる生活者であった。ひとりひとりがムラの、そして、家の人間であったこと、こうした次元からの戦死者祭祀の解明が必要であったのであり、それによって「英霊」祭祀とは異なる戦死者祭祀のありようを提出することが可能であるように思われるのである。国家および国民の論理ではなく、民俗の論理による、戦死者祭祀の解明が起点であるべきであった。⁽⁷⁾

まさに同感のきわみである。同書のなかで岩田氏は、国内各地のフィールドワークの成果を踏まえ、1990年代半ばに、山梨県内や静岡県内の郷

(6) 同上書、215～216頁

(7) 岩田重則『戦死者靈魂のゆくえ』吉川弘文館、2003年、1～2頁

村で、戦死者の50回忌がまぎれもなく家単位で実行されている姿を目の当たりにし、研究者としての静かな感動をもってその詳細を報告している。15年戦争による戦死者の存在は、その数の膨大さからいっても、これまでのわが国の民俗社会がかつて経験したことのない、まったく未知なる事態いがいの何物でもなかったに違いない。しかし、戦後数十年が経過した後でも、こうして戦死者の50回忌が忘れられずに執り行われていた事実は、彼らがふつうに生きて死んだ者たちと、少なくとも家の内部の葬送儀礼においては同列に祀られてきた事実を物語っていよう。「日本の家は、自己の民俗に、戦死者を回帰させていたのである。」⁽⁸⁾ という岩田氏の結語は、だから、かつて柳田国男が課題だけを残していったこの問題に対して、現在からするひとつの立派な回答にもなっている。

4. 死者が支える憲法「第九条」

戦死者の葬送儀礼において、これまで見てきたところから、「英霊」顕彰に象徴される国家神道の観念経路と、「祖霊」祭祀に集約される民間習俗の観念経路と、ふた通りの幻想領域の存在することが判った。そして、この分裂した観念世界のありようは、そのまま、戦争を引き起こした側の権力層と、その戦争で犠牲になった側の大衆層とのあいだの儀礼落差となって、私たちの前に現象していることが明瞭に見てとれるだろう。特に後者のように、戦死者を丁重に弔うというこの国の心優しい精神伝統が、現在においても根強く息づいている姿に、私などは心底癒される思いがするが、しかし本当に危惧すべき問題は、むしろその先にこそ潜在すると言えよう。

それは、民間習俗レベルの戦死者追悼といえども、戦後60年以上が経過し、いま残っている

その担い手たちも高齢化してやがて世を去っていった時、おそらくこの観念経路は間違いなく終息していく。そして、その後には靖国神社に代表される国家神道系の遺制のみが、戦死者供養の唯一の形式として、亡霊のように残留しつづけることになるだろう。そうなった時、あの300万の戦争の死者たちは、私たち個人個人の意識からは完全に影をひそめ、ただ消え去っていくしかないのだろうか。彼ら戦争の死者たちが、世代がわりした私たちの意識にその痕跡さえ留めなくなったとしたら、彼らの死の重量の現世における受け皿は、どこにも存在しないことになる。こうした事態こそ、まさしく私には大きな危機だと思われるのだ。

こうした現実を踏まえ、私がここでどうしても言っておきたいのは、じつは憲法第九条こそが、残されたその確かな受け皿として、この国の戦後の時空間をつらぬき実体的に機能し続けてきた唯一の観念的理路ではなかったか、ということなのだ。なぜなら、この国の大衆のメンタリティを、常にその基層において支えてきたのは、2節で見てきたように、匿名の無数の死者たち、すなわち私たちの身近にあって、いつも私たちに親密な他界の住人の存在なのであり、その図式を戦後社会という歴史空間のなかにひとたび置き直すなら、それを根底のところアイデンティファイしてきたものは、とりもなおさず、あのもの言わぬ300万の戦争の死者たちの存在だからである。つまり裏返して言うなら、彼らの存在を抜きにして、憲法第九条の持つ本当の価値と役割とを、私たちは本当は押し量りようもないのだし、またそれを意義づけるのに必要な経験的に確かな尺度といったものも、到底持ちえないのである。

戦争体験のもたらした心的外傷を、戦後の時代にまで引きずった最初の世代は、主に大正10年

(8) 同上書、22頁

代生まれの者たちだった。戦後ゼロ世代ともいべき彼らの背負った運命こそが、戦後の日本人全体が置かれることになるある種ねじれた歴史的宿命というものを、その初発において最も凝集されたかたちで象徴していると、私は考える。彼らは、自らのアドレセンス期に徴兵され、同年代の仲間が次々に戦死していく体験をくぐり抜け、幸か不幸か終戦の時点まで生きのびた者たちである。当時の彼らに共通していた心情をひと言で述べるなら、それは「自分だけが生き残ってしまい、申し訳ない」という、やや自虐的な被害意識だったと言っていいだろう。戦後になってから書かれたさまざまな文学作品や手記の類をすこしでも渉猟するなら、それが私の独断的解釈では決してないことは、すぐにお判りいただけると思う。

従って、1945年の敗戦を境に価値観が180度ひっくり返ったこの戦後社会に生きのびた者たちは、旧い価値観の支配する世界で亡くなった戦没者たちへの後ろめたさを心底に引きずりながら、同時に、新しい戦後の価値観が支配する社会に生きる自分という存在を、どこかで肯定しなくてはならぬというジレンマを、一様に抱えることになった。戦争の死者たちへの慚愧の念を抱きながら、新しい戦後の価値観に身をまかせて生きるしかない自分を認めること、この二極に引き裂かれた相矛盾する心情を、そのままのねじれた形で全面的に受け入れ、これを否定するのではなく、むしろ肯定的に根拠づけた唯一の機制こそが、私は憲法第九条だったと考える。

5. 日本国憲法における平和主義の意味

私は、戦後の日本の大衆が、自らの心情において日本国憲法、ことにその第九条を無理なく自然なかたちで受け入れてきたこの60年間の重みは、何ものにも代えがたい歴史のリアルな実体以外ではないと思う。このことは、日本人のなかに

護憲派が多数を占めるか、改憲派が多数を占めるか、といった政治的テーマとも、まったく異なった次元に属するものだ。どんなささいなものであれ、政治的な立場というものは個人の意志的な選択によるが、私がいうのは私たち一人ひとりにそうした立場の選択を促すところの、いわば意識のバックボーンをなすところの共通意思の広がりのことなのである。

この共通意思の輪郭こそが、前節でみたように戦後ゼロ世代がその身に刻印し、さらにそれに続く世代によって、その濃度や色彩はさまざまに変化を受けながらも、意識されぬ空気のように受け継がれていったあの捻じれたメンタリティー、すなわち死者への後ろめたさと手放しの自己肯定とに分裂したまま、つねにコインの表裏のようにパラレルに存在しつづける、私たち日本人のダブルバインドな意識構造なのだ。

私の考えでは、戦後日本人のこうした心情面の齟齬感を、外側から打ち消すように包みこみ、敗戦がもたらしたトラウマや罪責感を中和させる機能を果たしつづけてきたのが、日本国憲法第九条だった。第九条が私たちのメンタリティーの最後の支えだったという意味は、およそこのような理路から導き出された。第九条ができたことにより、これでやっと「戦争のモトが取れた」という感懐をいただいた吉本隆明の感想も、この間の事情と明らかに通底しあっている。

このような目であらためて日本国憲法を読みかえしてみると、その条文には何にも増して、平和主義の考え方が非常に色濃く現れていることに気づかされる。例えば、これは憲法の条文そのものではないが、現在残されている「日本国憲法公布式典」において昭和天皇が国会で読みあげた勅語の内容から見てみよう。以下は、その全文である。

本日、日本國憲法を公布せしめた。

この憲法は、帝國憲法を全面的に改正したものであつて、國家再建の基礎を人類普遍の原理に求め、自由に表明された國民の總意によつて確定されたのである。即ち、日本國民は、みづから進んで戦争を放棄し、全世界に、正義と秩序とを基調とする永遠の平和が實現することを念願し、常に基本的人権を尊重し、民主主義に基いて國政を運営することを、ここに明らかに定めたのである。

朕は、國民と共に、全力をあげ、相携へて、この憲法を正しく運用し、節度と責任とを重んじ、自由と平和を愛する文化國家を建設するやうに努めたいと思ふ。(9)

この短い文面のなかには、きわめて重要な三つのことがら述べてある。ひとつめは、日本國憲法が「帝國憲法」(明治憲法)を全面的に改正したものであること。ふたつめは、「國家再建」という言葉にも明白なように、この憲法が敗戦後の国づくりの根幹の考え方を体現したものであること。そして、三つめは、その考え方の理念が「人類普遍の原理」すなわち平和主義と民主主義にこそあるのだということ。この三点である。改めてこの勅語を読み返してみれば、ここに書かれてあることがらは、日本國憲法の基本性格以外の何ものでもないことが分かる。これほど平易な言葉で、しかも天皇がこれを読みあげたという事実は、それが国会儀礼であつたという限定性をはるかに越えて、広く日本人一般に強くその理念をアピールするのに功奏したことだろう。いわば、これは憲法の外部から語られた、憲法自身のプロフィールであつたと言つていい。

そこで次に、私たちは憲法自身の言葉に耳を傾けねばならないだろう。日本國憲法がみづからを自己規定している個所が、その前文の部分である

と私は思う。以下に、それを引く。

日本國民は、正当に選挙された国会における代表者を通じて行動し、われらとわれらの子孫のために、諸國民との協和による成果と、わが国全土にわたつて自由のもたらす恵沢を確保し、政府の行為によつて再び戦争の惨禍が起ることのないやうにすることを決意し、ここに主權が國民に存することを宣言し、この憲法を確定する。そもそも國政は、國民の嚴肅な信託によるものであつて、その權威は國民に由来し、その権力は國民の代表者がこれを行使し、その福利は國民がこれに享受する。これは人類普遍の原理であり、この憲法は、かかる原理に基くものである。われらは、これに反する一切の憲法、法令及び詔勅を排除する。

日本國民は、恒久の平和を念願し、人間相互の關係を支配する崇高な理想を深く自覚するのであつて、平和を愛する諸國民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した。われらは、平和を維持し、専制と隷従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと努めてゐる國際社会において、名誉ある地位を占めたいと思ふ。われらは、全世界の國民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する權利を有することを確認する。

われらは、いづれの國家も、自國のことにみに専念して他國を無視してはならないのであつて、政治道德の法則は、普遍的なものであり、この法則に従ふことは、自國の主權を維持し、他國と對等關係に立たうとする各國の責務であると信ずる。

日本國民は、國家の名誉にかけ、全力をあ

(9) 国立公文書館「平成十九年 春の特別展 展示資料 再建日本の出発」より

げてこの崇高な理想と目的を達成することを誓ふ。

この前文のなかに息づいている思想は、先の憲法公布式典で天皇が読みあげた勅語の内容とも、まさに通じあっている。すなわち、この憲法の性格が明らかに戦後憲法、すなわちわが国の敗戦を期におきた政治体制の交替を根拠づけ正当化する憲法であることを、この前文は示しているだろう。さらに、私がここで最も重要視する個所は、「政府の行為によつて再び戦争の惨禍が起ることのないやうにすることを決意し云々」のところである。つまり、明確に名指しこそしていないものの、この前文はあの15年戦争が日本の国家権力によって引き起こされた、まったく「公正」も「信義」も持たない否定すべき事態であったことを、このような形で言葉の裏側に呑みこんで主張しているのである。同時に、この国の政治権力者が、そうした戦争を、今後一切できないように禁圧する法制的根拠を、この憲法が自らの最も重要な機能として帯びていることを示しているのである。

日本国憲法のこうした部分を指して、私はこの憲法の根本理念が民主主義と並んでその平和主義にこそ存在することを繰り返し述べてきた。無論、憲法制定の過程といえども、国内外の情勢に左右される政治過程であることに変わりはなく、その結果として誕生した日本国憲法も、当時の切迫した国際情勢のなかで、時の内閣とGHQの意図的な関与とが、そこに色濃く反映していたのも事実であろう。

論者の一部には、こうした平和主義が、武装解除した日本をこのまま永久に非武装化しておくための、アメリカの政治的意図による押しつけだとする根強い見方もある。だが、私はかならずしもそうした見解を取らない。なぜなら、私はこの憲法の価値を、それが制定された1946年当時の、

その起源の因果関係にまで遡って、論じようとは思っていないからだ。そうではなくて、憲法第九条に集約されるその平和主義というものが、戦後60年の間に、この国の社会でどのように身体化してきたのか、そのことをあくまで現在の視点から問いたいのである。

6. 憲法第九条の“歴史的body”

憲法第九条は、憲法前文にうたわれたこの平和主義の内容を具体的に規定し、法的な言語でもってそれに表現を与えたものである。以下に、その全文を引用する。

第9条〔戦争の放棄、軍備及び交戦権の否認〕

- ①日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。
- ②前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない。

憲法前文の文体に、私はどこか戦没者への哀悼のトーンが込められているようにずっと感じてきたが、この第九条には、むしろそれとは別の断固とした決意のようなものを感じる。ここに述べられているのは、極めてシンプルな三つのことである。すなわち戦争という手段を永久に放棄することと、そのための戦力を持たないこと、そして「国の交戦権」を否定すること、の三点である。この憲法が標榜する平和主義の、これらは三要素にほかならないが、周知のように、わが国の現実と、ここに述べられた理念は、すでに絶対的に乖離してしまっており久しい。「陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない」と自ら表明しているにもかかわらず、この国には自衛隊という立派な

軍隊が現に存在しているからだ。

だが、問題はむしろ、そのことよりも、条文の一番最後に書かれてある「国の交戦権は、これを認めない。」という個所のほうにある。私は、第九条第二項のこの一文こそが、非戦条項たる第九条の根幹部分だと考える。なぜなら、先に見てきたように、この憲法じたいが、そもそも政府つまり権力者による戦争政策を禁止する性格のものであり、その理念体系においては、国の交戦権の否定は附属条項ではありえず、絶対不可欠な基本条項であると考えべきだからである。

この第九条第二項の最後の一文は、これまでも多くの議論的になってきた個所である。例えば、交戦権の否認があたかも国家主権の否認にまでつながるかのような解釈や、交戦権を否定すれば、武力によって外国から攻撃されたときに、自衛のための戦闘行為までが封殺されることになるとする議論までさまざまである。だが、平和主義の原点に立ち返って考えるなら、この一文の解釈は、字義通り、国家権力による一般市民を巻き込んだ戦争政策を禁じるという点にこそその重心はあるのだし、それ以外のどのような解釈もありえないだろう。だから、そのことはなにも国家主権の否認には当たらないし、また自衛行為としての戦闘をも、この一文は禁じているのだと解釈すべきことは、私には当然のことと思える。

日本国憲法が、民主主義と平和主義とを、自らの二本の柱としているのには、理由がある。ことに第二次世界大戦がそうだったように、近代以降の国家間戦争は、戦闘員のみならずその国の非戦闘員までも容赦なく戦火の渦に巻きこむ、凄惨な殺し合いの様相をますます強めてきた。それは、国家の主権や領土のみならず、市民ひとりひとりの生命と財産すなわち私たちの生活世界全体を犠牲に供させる性格のものであり、世界戦争という概念の定義も、まさに現代の戦争のこうした特性にこそ立脚すべきだろう。近代以降に成立

した市民層が主体の国家体制は、それが民主主義国家であることで、兵役負担もその体制の原則に沿い、社会構成員全体の公平な負担として個人に課せられることになる。民主主義国家がひとたび戦争を始めれば、およそこうした事態は避けることができない。だからこそ、日本国憲法は、かかる事態を絶対的に回避させるための方途として、民主主義に加えこの平和主義を、二本の主軸の一方に打ち立ててきたのである。つまり、両者はふたつがセットになって、はじめて双方が十全に機能する思想原理にほかならない。

ところで、この第九条の条文全体は、みずからの主張するところを、一体誰に向かって最も強く語りかけているのだろうか。私の率直な印象を述べれば、それは戦争の死者たちに向かって、最も強く語りかけた内容のように感じられてならないのである。

ひとくちに戦争の死者と言っても、すでに見てきたように、彼らの大部分はそれぞれの家族や地域コミュニティのもとでの葬送儀礼を通じ、祖霊としての存在資格を与えられるなどして、その魂は個々には鎮められているに違いない。だが、私たちがこの社会で生きるという意味が、私人としての側面に加えて、同時に公人としての側面をも必然的に伴うように、国家が引き起こした戦争による死者たちにも、私人としての顔とともに公人としての顔が必ずそこに貼り付いているのだと考えるべきだろう。ましてや戦後という時代が、あの300万とも言われる戦争の死者たちの犠牲のうえに成り立っている以上、彼らは十五年戦争の死者であるというその事実だけで、十分に社会的かつ歴史的な存在であり、とりも直さずそのことが、彼らの公的な死者としての共通する性格的側面を言い当てているだろう。

こう考えるとき、私たちは、彼ら死者たちが自らの死に際して抱いた思念が、どのようなものだったかをどうしても知っておきたい思いにか

られる。残された資料は決して多くはないが、奇跡的に戦後社会にもたらされた彼らの声の一端が、例えば以下に引くような挿話のなかにも読み取れるのではないだろうか。

『戦艦大和の最後』の中で、自分も大和乗員の生き残りの一人である吉田満は、同じく乗員で哨戒長だった臼淵大尉の、瞠目すべき言葉を書き留めている。この言葉は、大和の出撃に先だって、兵員間でおきた幾多の言い争いを背景に、語られたものとされている。当時、大和の出撃命令の中身が、海軍史上例をみない囷特攻作戦だと知らされ、兵員の間には苦悩や煩悶が広がったという。そして、「国のため、君のために死ぬ それでいいじゃないか それ以上にながが必要なのだ」という兵学校出身の士官に対し、学徒出身の士官らが「それだけじゃ嫌だ もっと、何かが必要なのだ」と反論し、「俺の死、俺の生命、また日本全体の敗北、それを更に一般的な、普遍的な、何か価値のようなものに結び付けたいのだ」と悲痛にも述べる時、両者のたがいに相容れない主張が激しく飛びかっただにもかかわらず、臼淵大尉のつぎの言葉には、誰も反論しなかったという。

「進歩のない者は決して勝たない 負けて目覚めることが最上の道だ

日本は進歩ということを軽んじすぎた 私的な潔癖や徳義にこだわって、真の進歩を忘れていた

敗れて目覚める、それ以外にどうして日本が救われるか 今日覚めずしていつ救われるか 俺たちはその先導になるのだ 日本の新生にさきがけて散る まさに本望じゃないか」

彼、臼淵大尉の持論にして、また連日一次室に沸騰せる死生談議の、一応の結論なり 敢えてこれに反駁を加え得る者なし⁽¹⁰⁾

すでに、あまりにも有名なこの言葉だが、本論の進みきた論理の道筋においても、このような観点はきわめて重要な意味を持つ。臼淵大尉が述べた内容は、囷特攻作戦というほとんど犬死にも等しい死を運命づけられた者たちに対して、その死が決して無駄ではなく、それが「日本の新生」という普遍的な価値に必ずつながっていくものだという論理を支えに、加えて、その普遍的価値はいまはまだ手にできないが、自分たちが先導役になって犠牲になることにより、未来の時点でかならずそれは手にできるものだという固い確信によって、二重に支えられているからである。

私は、こうした言葉を、最後まで公人として生きたひとりの戦争の死者の、偽らざる思想の結晶として、どこまでも真摯に受け止める者である。そして、さらに言うなら、ここに述べられた「日本の新生」を正面から支え、かの学徒兵が述べた自分の死と釣り合うだけの「一般的な、普遍的な、何か価値のようなもの」が、彼らの死後、日本の敗戦後にもたらされた日本国憲法、ことにその前文と第九条に集約される平和主義以外ではなかったと考えるのである。

このように見てくると、憲法第九条は、戦後に生きる私たち日本人の財産であるに止まらず、これら戦争の死者たちに対する、戦後社会からの公式的な墓碑銘としても、読めることに気づくのである。私たちは、靖国神社をめぐる議論の際に、よく「国のために戦って亡くなった者を、国家が弔うのは当然だ」といった主旨の発言を耳にするのだが、こうした物言いの裏には、戦死者の公人としての性格に対して、戦後の社会が何ひとつ公的な位置づけを与えてはこなかったという怨念が渦巻いている。だが、私なら、憲法第九条こそが、そうした戦死者への、戦後社会の側からする最大最高の公的な応答であり、同時に何物にも替

(10) 吉田満『戦艦大和の最後』角川文庫、1968年、37頁

えがたい慰霊のための制度でもあるのだと反論したい。

このように憲法第九条は、生者のみならずじつは戦争の死者たちのためにある条文である。日本国憲法第十一条は、現在及び将来の国民に与えられる永久の権利として「基本的人権の享有」をあげているが、国家が引き起こした過去の戦争による死者たちに対しても、第九条という非戦条項をもって、その無念の死への応答を無言のうちに行っていたのである。私たちの社会は生者ばかりではなく、死者によって支えられているということ、本論において私は繰り返し述べてきたが、多くその無意識の役割において戦死者に語りかける性格の憲法第九条が、戦後60年もの長きにわたってこの国の大衆的エートスのなかにしっかり根を降ろしてきた姿を指して、それはすでに歴史的な身体性と呼んでも差し支えないファクターであると、そう思うのである。

7. 第九条を超える第九条

このところ世間では、憲法改正に向けての議論がかまびすしい。特に安倍晋三内閣に政権が移行してからは、改正への具体的プログラムに沿った法的整備も、まずは教育基本法の改正に始まり、国民投票法の成立といったかたちで、着々と進んでいるように見える。戦後の55年体制を生き残ってきた保守本流の政治勢力を自負する自由民主党の支配的イデオロギーに照らしてみるなら、憲法改正はほぼ半世紀をさかのぼる岸信介政権時代からの悲願であり、それじたいは別段おどろくには当たらない。ただ、奇怪なのは、この憲法改正にもっとも積極的なのが、当の政権を担う政党の、しかも総理大臣本人であることだ。

もともと実体の乏しい「美しい国」といった表象ははなから問題にはならないにしても、「戦後体制からの脱却」を標榜する安倍政権の中心政策が憲法改正であることを考えれば、一体この内閣

は国民的な世論もコンセンサスも成熟していない状況下で、しかも憲法を変えなければ対処できないような、国家的存亡を左右する程の国際的政治情勢の激変も客観的には認められないにもかかわらず、まったく自らの恣意的な政治目標としてのみ、憲法改正作業を独断専行させているのである。

民意が十分に熟しきったところではじめて、公共的な見地から改正実務に関する手続きを立法化し、制度化して、自らの政策に反映させるといった、最低限の民主主義的ルールも、そこでは無残に踏みにじられているのである。私たちはいま、ごくごく一握りの政治家グループの手前勝手に偏った二流三流のイデオロギー思想によって、国の最高規範たる憲法、いやそれ以上に、個人の意志を超えたところで歴史の身体として息づいてきたその条文記述を、容易に書き換えのきく政治的プロパガンダにまで貶めようとしているのだ。

先般、アメリカにて「第9条の会」を発足させ、その普遍的価値を世界に向けて精力的に発信し続けているチャック・オーバビーの来日講演を聴く機会があった。私は、わが国の憲法、特にその第九条が、海外の外国人の眼にいったいどのような映っているのか、非常に興味があったのだが、「国境なき憲法9条の魔法に思いを馳せよう」と題されたその講演要旨には、はたして次のような記述が見出されたのである。

アメリカ政府は現在日本政府に直接、間接の圧力をかけ憲法9条をつぶそうとしています。そうすればアジアやその他の地域で生じる戦争において、アメリカがおこなっている殺戮を、日本兵を用いておこなえるからです。日本の保守派首相安倍は、戦争を経験したことはありません。彼は第二次世界大戦後に生まれ、日本の主要な都市が炎で焼き尽く

され、広島や長崎が核で消滅させられることが何を意味しているか、経験に基づいて理解することができません。安倍は憲法第9条を骨抜きにして、日本がアメリカと一緒にあって、世界中で軍事力を行使しやすくなることを狙っています。残念ながら、ほとんどの場合は軍事的な解決などないのですが。⁽¹¹⁾

この部分を読んで、私は「なるほど、アメリカ人の目から見ると、いま日本政府が推し進めようとしている憲法改正の意味は、アメリカが日本の軍隊を利用しやすくするための布石と映っているのか」と、妙に納得させられた。たしかに安倍内閣は、教育基本法の改正にも見られたように、国内に向けては憲法改正を、国民一人ひとりの愛国心の涵養とセットにしてアピールしている側面のほうが強く、国民の大多数はたぶんその視角からしか、今回の改正に向けての政府の動きを読んでいないのではないかと。しかし、集団的自衛権が憲法第九条の改正によって、もしわが国にも適用されるようになれば、実は一番得をするのは、何を隠そう、アメリカ合衆国なのである。何故かこの点は、日本国内の改正論議の場で、これまでことさらに強調されたことは、少なくとも私の記憶にはない。

さらにオーバビー氏は、わが国の第九条について、もうひとつの重要な視点を提供している。

もちろん、私たち（アメリカ）はいつまでも日本の戦争を監督できると思かにも信じています。その一方で、アジア全体は今生じていることに懸念を持ち、軍事費を増して日本が憲法9条を破棄した際に対抗しようと準備しているのです。チャルマーズ・ジョンソン

のような研究者が述べているように、そして私は彼に同意するのですが、憲法9条はいろいろな意味で、日本が第二次世界大戦の戦争行為について、近隣諸国に対して、そして地球全体に対して行ったとても重要な謝罪だと言えます。憲法9条という謝罪は、他の大国がこれまで行ったことがないことであり、アジアの安定のために大いに貢献してきたと言えます。⁽¹²⁾

憲法第九条が、アジアの近隣諸国に対する「重要な謝罪」であるという観点も、現在、私たちの周囲で聞こえてくる改正論議においては、まったくと言っていいくらいに、問題にされていない。おそらく、これは外部からの視線によってしか見えてこない、憲法第九条の持つ国際的側面なのである。私は本論考において、意図的に自国の戦死者のことだけを取り上げて議論を進めてきた。無論、そのとき私の念頭に、自国の300万の死者をとりまくアジアの2000万の死者の相貌が、まったく浮かんでいなかったわけではない。だが、そこまで行くには、いまの私には絶対に準備が不足している。従ってまず、おのれの足元を固める作業から着手せざるを得なかった事情も、たしかにそこにはあった。

だが、憲法第九条が、私のいうように、自国の戦死者への墓碑銘としての隠れた意味を、現在でも担い続けているとするならば、それは他国の戦死者にとっても、あるいは何らかの慰霊の意思を込めた象徴でありうる可能性を開くものなのか。その答えを、現在、私はまだ持っていないが、オーバビー氏の先の指摘は、このさらに大きな問題に対する有効な示唆を、たしかに私に与えてくれたのだった。いずれにせよ、ひとつだけ確かに

(11) チャック・オーバビー「国境なき憲法9条の魔法に思いを馳せよう」(仮訳)、チャック・オーバビー博士2007年日本講演資料より

(12) 同上

言えることは、憲法第九条が、自国の歴史の枠を越え、地球規模の普遍性にむけて、みずからを超出する志向を持ちはじめたということなのである。

8. 結語にかえて

わが国の戦後憲法とその第九条とが描いてきた、戦後の日本人のメンタリティーの構造について、主に私は論じてきた。たしかに憲法第九条にあらわれた平和主義は、理念としても素晴らしく、また同時にきわめて非現実的な規範であり続けている。

そして、いま私たちが最も問われているのは、これまでの憲法の形姿であるよりは、これから先の時代におけるその在り方のほうであるのは言うまでもない。その場合、第九条が死者たちだけのものではなく、世界普遍性の次元で人間一般に共有される規範として受容される日が、本当に訪れるのかどうか。

第二次世界大戦は、それが紛れもない世界戦争だったという性格から、敗者の身上を襲うその悲惨さの水準も、勝者の頭上にたゆたう栄光の水位も、一気に普遍的な本質性を帯びて、私たちの身

に直接的に降りかかってきた。わが国の憲法に体现された平和主義が、こうした世界戦争の懐から生み出された以上、その思想性においてこの憲法は、どうしても国内事情をこえたある種の普遍性を帯びざるを得なかった。たまたまそれが、世界戦争の全面的な敗戦国であるわが国に、恵沢としてもたらされたのは事実としても、世界戦争以後の地上にあって、日本国憲法がその身に植えつけたような平和主義は、本当は戦争に関わったすべての国の大衆によって、心から待ち望まれたものではなかったのか。少なくともそれは、戦勝国側で制度化されることはなかったが、結果的に世界は戦争の勝者と敗者の住み分けから成り立っており、それが世界の全体をなすのであって、必ずしも勝者のみが正義を独占できるわけでもなく、また敗者のみが一方的に悪とされるいわれもない。だから、その敗者側陣営の一角を占める日本に成立したこの憲法は、見方を変えれば、戦勝国と敗戦国とを問わず、戦後世界においてどうしても必要とされた究極の理想が、日本という国家共同体の身体を借りて受肉したもののように、私には思えてならないのである。